

熊谷ラグビー場改修工事設計 技術協力業務委託特記仕様書

I. 業務概要

1. 業務名称

熊谷ラグビー場改修工事設計技術協力業務

2. 対象業務

別途発注されている、熊谷ラグビー場改修工事設計業務のうち、新スタンドほか建設工事の部分に対して、仕様の確定、性能の確保、工事費を抑制し工期内に完成・引渡しを行うため、技術的な助言等の技術協力を行うものである。

3. 履行期限

契約締結の日から平成28年9月30日まで

4. 設計業務の概要

設計等は、以下の条件において実施されているところ。ただし、事業の進捗状況等により、変更する場合がある。

(1) 敷地の概要

① 敷地の条件

a. 敷地面積	275,243㎡
b. 用途地域	指定なし
c. 防火地域	・防火　・準防火　◎指定なし
d. 地域・地区等	市街化調整区域・地区計画なし

② 施設の条件

a. 施設の延べ面積（計画面積）	約21,200㎡
b. 主要構造・階数	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 地上4階
c. 耐震安全性の分類	

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」による、耐震安全性の分類は次のとおりとする。

1) 構造体	Ⅱ	類
2) 建築非構造部材	B	類
3) 建築設備	乙	類

③ 建設の条件

- a. 参考工事費 94億6,000万円（税抜き）
（以下の工事（建築・電気設備・機械設備）を含む）
* 改修工事 [旧メインスタンドの観客席・防水工事]
* 新設工事 [新メインスタンド・サイドスタンド]
* 外構等改修工事 [舗装、フィールド等]
- b. 建設工期（予定）平成28年工事請負契約日から
平成30年 8月31日 まで

II. 業務仕様

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載されていない事項は、「埼玉県建築工事設計業務委託共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）による。

1. 特記仕様書の適用

特記仕様書に記載された特記事項の中で、・印の付いたものについては、○印の付いたものを適用する。

2. 管理技術者の資格要件

技術協力業務の管理技術者の保有資格要件は下記のいずれかによるものとする。

ア 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）による一級建築施工管理技士

イ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）による一級建築士

ウ これらと同等以上の資格を有するものとして国土交通大臣が認定した者。

3. 公募型プロポーザル方式により業務を受注した場合の業務履行

受注者は、あらかじめ提出した履行体制により当該業務を履行する。

4. 業務の内容

(1) 施工計画の作成

受注者は、設計が行う設計の内容に応じた工事工程表、施工順序、施工方法、資材・部材の搬入計画等、工事の実施に当って必要な計画を記載した施工計画を作成するものとする。

(2) 技術情報等の提出

受注者は、技術提案に関する機能・性能、適用条件等の技術情報、見積り及び見積根拠等を提出するとともに、技術提案に係る図面作成を支援するものとする。

(3) 関係機関との協議資料作成支援

受注者は、設計者が行う関係機関との協議の資料について、施工の視点から助言を行う。

(4) 技術提案

受注者は、優先交渉権者選定時に提出した技術提案の内容、提案縮減工事費に関わらず、コスト縮減や工期短縮、施工時の制約条件への対応、周辺環境への負荷の低減等に有効な技術提案を必要に応じて行う。ただし、参考工事費を超える増額を伴う技術提案については、事前に発注者と協議を行う。

(5) 設計調整協議

受注者は、発注者及び設計者と設計に関する調整協議を行う。協議回数は 10 回程度とする。

(6) 設計の確認

受注者は、設計者が行う設計全般に対する内容の確認を行うとともに、技術提案が適切に反映されていることを確認する。

(7) 報告書の作成

受注者は、業務の成果として報告書を作成する。

5. 業務の実施

(1) 一般事項

- ① 受注者は、設計者が行う設計等に対し、自らの技術と経験に基づく技術協力を行う。その際に、東日本大震災の復興事業や2020年東京オリンピック・パラリンピック等に向けた建設需要の増加、またそれに伴う技能労働者の不足等も考慮し、コスト縮減や工期短縮といった提案を行うこと。
- ② 受注者は、設計者が行う設計等が滞りなく進捗するように、相互の意見を調整しながら技術協力を行う。
- ③ 受注者は、設計者との意見調整が困難又は長期間を要することが明らかな場合や、見解の相違があり確認を要する場合は、各者が共同で連絡書を作成し、発注者に報告すること。報告があった場合は、発注者の指示を受けた受注者又は設計者が意見調整を行い、発注者が判断する。
- ④ 本業務において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 業務の実施体制

技術協力業務の実施に当っては、管理技術者のほか、施工計画、工程計画（スケジュール管理支援を含む。）、生産・調達計画（コスト管理支援を含む。）などを担当する者を適切に配置する体制を構築する。

(3) 業務報告書の作成

業務完了時に、業務の実施状況をまとめた報告書を提出すること。提出にあたっては、具体的な報告内容等について事前に監督員と協議すること。

(4) 報告及び記録

報告は次の時期に行い、その記録を書面に残すものとする。

① 監督員又は管理技術者が必要と認めたとき

② その他

- ・業務進捗状況に関する定期報告を、原則として調整協議を行う毎に提出する。なお、報告の様式、提出方法等は監督員と協議する。

(5) 適用基準等

① 共通

- ◎ 官庁施設の基本的性能基準 (平成25年)
- ◎ 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準 (平成25年)
- ◎ 官庁施設の総合耐震診断・改修基準 (平成8年)
- ◎ 埼玉県環境配慮方針 (平成14年)
- ◎ 埼玉県グリーン調達推進方針 (平成28年度)

- ◎ 彩の国公共事業コスト構造改善プラン (平成21年)
- ◎ 埼玉県福祉のまちづくり条例 (平成16年)
- ◎ 埼玉県高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物の整備に関する条例 (平成27年)
- ◎ 建設副産物の手引き (平成25年)
- ◎ 埼玉県公共事業景観形成指針 (平成25年)
- ◎ 埼玉県建築物環境配慮計画作成マニュアル (平成28年)
- ◎ 埼玉県電子納品運用ガイドライン (平成19年)
- ◎ 彩の国建設リサイクル実施指針 (平成14年)
- ◎ 建築物解体工事共通仕様書 (平成24年版)
- ◎ ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例 (平成24年)
- ◎ 石綿飛散防止対策マニュアル (2015)
- ◎ 既存建築物の吹付アスベスト粉じん飛散防止処理技術指針 (2006)
- ◎ 建築物の解体等に係る石綿飛散防止対策マニュアル2014.6 (2014)

② 建築

- ◎ 埼玉県建築工事特別共通仕様書 (平成26年版)
- ◎ 公共建築工事標準仕様書(建築工事編) (平成25年版)
- ◎ 公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編) (平成25年版)
- ◎ 公共建築木造建築工事標準仕様書 (平成25年版)
- ◎ 建築設計基準 (平成26年)
- ◎ 建築構造設計基準 (平成25年)
- ◎ 建築工事標準詳細図 (平成22年版)
- ◎ 擁壁設計標準図 (平成12年版)
- ◎ 構内舗装・排水設計基準 (平成27年版)

③ 建築積算

- ◎ 公共建築数量積算基準 (平成18年版)
- ◎ 公共建築工事内訳書標準書式(建築工事編) (平成24年版)
- ◎ 営繕工事積算チェックマニュアル(建築工事編) (平成27年版)

④ 設備

- ◎ 建築設備計画基準 (平成25年版)
- ◎ 建築設備設計基準 (平成25年版)
- ◎ 埼玉県電気設備工事特別共通仕様書 (平成26年版)
- ◎ 公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編) (平成25年版)
- ◎ 公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編) (平成25年版)
- ◎ 公共建築設備工事標準図(電気設備工事編) (平成25年版)
- ◎ 埼玉県機械設備工事特別共通仕様書 (平成26年版)

- ◎ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編）（平成25年版）
- ◎ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編）（平成25年版）
- ◎ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編）（平成25年版）
- ◎ 排水再利用・雨水利用システム計画基準（平成16年版）
- ◎ 建築設備耐震設計・施工指針（2014年版）
- ◎ 建築設備設計計算書作成の手引（平成27年版）

⑤ 設備積算

- ◎ 公共建築設備数量積算基準（平成15年版）
- ◎ 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編）（平成24年版）
- ◎ 営繕工事積算チェックマニュアル（電気設備工事編）（平成27年版）
- ◎ 営繕工事積算チェックマニュアル（機械設備工事編）（平成27年版）

6. 成果品の提出について

(1) 成果品の提出

成果品は下表のとおり作成し、監督員に提出する。報告書等の構成等については監督員と協議の上、決定する。

成 果 物	原本	複写	製本形態	適用
・業務報告書 ・各技術資料	1部	5部	ファイル綴じ	A4版
・上記の電子データ	1部			

(2) 成果物の提出場所（公園スタジアム課 ラグビー場整備担当）

(3) 電子データの形式等

電子データの保存形式等は以下のとおりとする。ただし、必要に応じて監督員と協議の上、変更することができる。

①電子媒体

- ・CD-R、DVD-R

②ファイル形式

データは以下の形式で提出するとともに、同内容のPDFファイルも併せて作成する。なお、Microsoft Officeは、2010年版で動作可能な形式とする。

- ・Microsoft Word, Microsoft Excel, Microsoft PowerPoint, アプリケーション画像ファイル（JPEG形式又はGIF形式）
- ・JWW形式、DXF形式、のCADデータ
- ・その他監督員が認めたファイル形式